

第 121 期 中 間 決 算 公 告

平成 19 年 12 月 25 日

住 所 滋 賀 県 大 津 市 浜 町 1 番 38 号
株 式 会 社 滋 賀 銀 行
代 表 取 締 役 高 田 紘 一
頭 取

中間貸借対照表（平成19年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現 金 預 け 金	45,967	預 渡 性 預 金	3,569,467
コ ー ル 口 ン	86,834	コ ー ル マ ネ ー	124,706
買 入 金 銭 債 権	21,571	債 券 貸 借 取 引 受 入 担 保 金	5,771
商 品 有 価 証 券	1,493	借 用 金	42,679
金 銭 の 信 託	14,290	外 国 為 替	34,600
有 価 証 券	1,379,461	そ の 他 負 債	95
貸 出 金	2,492,148	退 職 給 付 引 当 金	30,680
外 国 為 替	5,702	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	7,394
そ の 他 資 産	14,896	時 効 預 金 払 戻 引 当 金	204
有 形 固 定 資 産	59,448	そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	707
無 形 固 定 資 産	8,386	繰 延 税 金 負 債	901
支 払 承 諾 見 返	36,444	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	19,809
貸 倒 引 当 金	15,942	支 払 承 諾	11,414
投 資 損 失 引 当 金	0		36,444
		負債の部合計	3,884,877
		(純資産の部)	
		資 本 金	33,076
		資 本 剰 余 金	23,948
		資 本 準 備 金	23,942
		そ の 他 資 本 剰 余 金	5
		利 益 剰 余 金	138,282
		利 益 準 備 金	7,800
		そ の 他 利 益 剰 余 金	130,481
		固 定 資 産 圧 縮 積 立 金	363
		別 途 積 立 金	123,532
		繰 越 利 益 剰 余 金	6,585
		自 己 株 式	689
		株 主 資 本 合 計	194,617
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	60,590
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,620
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	71,208
		純資産の部合計	265,825
資産の部合計	4,150,702	負債及び純資産の部合計	4,150,702

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

- 2．商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。
- 3．有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、子会社・子法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。
- 4．有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。
- 5．「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記3．と同じ方法により行っております。
- 6．デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。
- 7．有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～20年

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税引前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ16百万円減少しております。

また、当中間期より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した事業年度の翌事業年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

- 8．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間(5年)に基づいて償却しております。
- 9．外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。
- 10．貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は20,363百万円であります。

- 11．投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各発生年度の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌期から損益処理

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間期末までに発生していると認められる額を計上しております。

14. 時効預金払戻引当金は、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

15. その他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

16. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

17. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

18. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

19. 消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

20. 関係会社の株式(及び出資)総額 2,270 百万円

21. 有形固定資産の減価償却累計額 46,308 百万円

22. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144 百万円

23. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,589百万円、延滞債権額は24,289百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

24. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,975百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

25. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,938百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

26. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,793百万円であります。

なお、23. から26. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

27. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間期末残高は14,118百万円であります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,435百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

28. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,518百万円であります。

29. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 147,104百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,467百万円

債券貸借取引受入担保金 42,679百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,792百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は924百万円であります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

30. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日 平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的な調整を行って算出

31. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金34,600百万円が含まれております。

32. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する当行の保証債務の額は10,277百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間期において上記相殺を行った場合は、前中間期末の支払承諾及び支払承諾見返はそれぞれ14,623百万円減少します。

33. 1株当たりの純資産額 1,005円70銭

34. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほか、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。35. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

子会社・子法人等株式で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	97,462	213,993	116,530
債券	751,044	743,854	7,189
国債	356,434	350,633	5,800
地方債	160,161	159,370	791
社債	234,448	233,850	597
その他	414,054	402,620	11,434
合計	1,262,561	1,360,467	97,906

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 37,311 百万円を差し引いた額 60,594 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

35. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

内 容	中間貸借対照表 計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
子会社・子法人等株式	1,361
その他有価証券	
非上場株式	1,985
内国非上場債券	10,478

36. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。なお、満期保有目的の金銭の信託はありません。

	取得原価 (百万円)	中間貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,000	2,993	6

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 2 百万円を加えた額 4 百万円が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

37. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に 1 百万円含まれております。

38. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、790,876 百万円であります。このうち原契約期間が 1 年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が 775,778 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に(半年毎に)予め定めている行内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

39. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ以下のとおりであります。

繰延税金資産

貸倒引当金損金算入限度額超過額	10,782 百万円
有価証券評価損否認	4,363
退職給付引当金損金算入限度額超過額	5,272
減価償却費損金算入限度額超過額	971
未払事業税否認	333
その他	<u>2,823</u>
繰延税金資産小計	24,547
評価性引当額	<u>6,801</u>
繰延税金資産合計	17,745

繰延税金負債

固定資産圧縮積立金	246
その他有価証券評価差額金	<u>37,308</u>
繰延税金負債合計	37,555
繰延税金負債の純額	<u>19,809 百万円</u>

40. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第 10 号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 14 号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成 19 年 6 月 15 日付及び同 7 月 4 日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する事業年度及び中間会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間期から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

41. 銀行法施行規則第 19 条の 2 第 1 項第 3 号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国際統一基準) 12.38%

中間損益計算書 〔 平成19年4月1日から
平成19年9月30日まで 〕

(単位：百万円)

科 目	金	額
経 常 収 益		46,751
資 金 運 用 収 益	37,327	
(うち貸出金利息)	(25,198)	
(うち有価証券利息配当金)	(11,508)	
役 務 取 引 等 収 益	6,354	
そ の 他 業 務 収 益	731	
そ の 他 経 常 収 益	2,338	
経 常 費 用		38,005
資 金 調 達 費 用	7,651	
(うち預金利息)	(5,412)	
役 務 取 引 等 費 用	2,038	
そ の 他 業 務 費 用	2,226	
営 業 経 費	23,466	
そ の 他 経 常 費 用	2,622	
経 常 利 益		8,745
特 別 利 益		1,825
特 別 損 失		2,050
税 引 前 中 間 純 利 益		8,520
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		4,018
法 人 税 等 調 整 額		1,066
中 間 純 利 益		3,436

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 12円99銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却716百万円及び株式等償却192百万円を含んでおります。
4. 「特別利益」は、貸倒引当金戻入益1,038百万円、償却債権取立益787百万円であります。
5. 「特別損失」は、固定資産処分損58百万円、減損損失1,991百万円であります。
6. 当中間期において、以下の資産について減損損失を計上しております。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(1カ所)	動産	7百万円
滋賀県外	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	1,984百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当中間期の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。

第 121 期 中 間 決 算 公 告

平成 19 年 12 月 25 日

住 所 滋 賀 県 大 津 市 浜 町 1 番 38 号
株 式 会 社 滋 賀 銀 行
代 表 取 締 役 高 田 紘 一
頭 取

中間連結財務諸表の作成方針

(1) 連結の範囲に関する事項

連結される子会社及び子法人等 12 社

会社名

しがぎんビジネスサービス株式会社
しがぎん代理店株式会社
しがぎん不動産株式会社
しがぎんキャッシュサービス株式会社
しがぎんアシスタントサービス株式会社
滋賀保証サービス株式会社
Shiga Preferred Capital Cayman Limited
しがぎんコンピュータサービス株式会社
株式会社しがぎん経済文化センター
株式会社滋賀ディーシーカード
しがぎんリース・キャピタル株式会社
株式会社しがぎんジェーシーピー

なお、滋賀柏原代理店株式会社、滋賀余呉代理店株式会社、滋賀朽木代理店株式会社、滋賀西浅井代理店株式会社は、平成 19 年 4 月 1 日付で、滋賀柏原代理店株式会社を存続会社とする吸収合併をし、しがぎん代理店株式会社となりました。

非連結の子会社及び子法人等

会社等の名称

滋賀ベンチャー 2 号投資事業有限責任組合
滋賀ベンチャー 3 号投資事業有限責任組合
滋賀ベンチャー 4 号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
該当ありません。

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等
会社等の名称

滋賀ベンチャー 2号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 3号投資事業有限責任組合

滋賀ベンチャー 4号投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等、関連法人等は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

(3) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 12社

(4) のれん及び負ののれんの償却に関する事項

のれん及び負ののれんの償却については、5年間の均等償却を行っております。

中間連結貸借対照表（平成19年9月30日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	46,027	預 金	3,564,947
コールローン及び買入手形	86,834	譲 渡 性 預 金	124,706
買入金銭債権	21,571	コールマネー及び売渡手形	5,771
商品有価証券	1,493	債券貸借取引受入担保金	42,679
金銭の信託	14,307	借 用 金	22,835
有 価 証 券	1,379,568	外 国 為 替	95
貸 出 金	2,485,389	そ の 他 負 債	39,959
外 国 為 替	5,702	退 職 給 付 引 当 金	7,456
そ の 他 資 産	23,854	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	216
有 形 固 定 資 産	74,420	時 効 預 金 払 戻 引 当 金	707
無 形 固 定 資 産	8,425	利 息 返 還 損 失 引 当 金	135
繰 延 税 金 資 産	476	そ の 他 の 偶 発 損 失 引 当 金	901
支 払 承 諾 見 返	36,444	繰 延 税 金 負 債	19,809
貸 倒 引 当 金	16,686	再 評 価 に 係 る 繰 延 税 金 負 債	11,414
投 資 損 失 引 当 金	22	負 の の れ ん	44
		支 払 承 諾	36,444
		負 債 の 部 合 計	3,878,126
		(純資産の部)	
		資 本 金	33,076
		資 本 剰 余 金	23,968
		利 益 剰 余 金	139,390
		自 己 株 式	689
		株 主 資 本 合 計	195,745
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	60,631
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	2
		土 地 再 評 価 差 額 金	10,620
		評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	71,249
		少 数 株 主 持 分	22,686
		純 資 産 の 部 合 計	289,682
資産の部合計	4,167,808	負債及び純資産の部合計	4,167,808

注1．記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2．当行の保有する商品有価証券の評価は、時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)により行っております。

3．有価証券の評価は、売買目的有価証券については時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法(定額法)、その他有価証券のうち時価のあるものについては中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

4．当行の保有する有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。

連結される子会社及び子法人等の保有する金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3．と同じ方法により行っております。

5．当行の保有する「買入金銭債権」中の信託受益権の評価は、上記3．と同じ方法により行っております。

6．当行のデリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

7．当行の有形固定資産の減価償却は、定率法(ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物(建物附属設備を除く。))については定額法)を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
動 産	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、主として定率法により償却しております。

なお、平成19年度税制改正に伴い、平成19年4月1日以後に取得した有形固定資産については、改正後の法人税法に基づく償却方法により減価償却費を計上しております。この変更により、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、従来の方法によった場合に比べ123百万円減少しております。

また、当中間連結会計期間より、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、償却可能限度額に達した連結会計年度の翌連結会計年度以後、残存簿価を5年間で均等償却しております。なお、これによる中間連結貸借対照表等に与える影響は軽微であります。

8．無形固定資産の減価償却は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間(主として5年)に基づいて償却しております。

9．当行の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

10．当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下「破綻先」という。)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下「実質破綻先」という。)に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績から算出した貸倒実績率等に基づき計上しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。

なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は 20,363 百万円であります。

連結される子会社及び子法人等の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。

11. 投資損失引当金は、投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

12. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は以下のとおりであります。

過去勤務債務 その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により損益処理

数理計算上の差異 各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数(主として 10 年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

13. 役員退職慰労引当金は、役員への退職慰労金の支払に備えるため、役員に対する退職慰労金の支給見積額のうち、当中間連結会計期間末までに発生していると認められる額を計上しております。

14. 当行の時効預金払戻引当金は、預金者からの払戻請求に備えるため、過去の支払実績等を勘案して必要と認められる額を計上しております。

15. 連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、過去の返還実績等を勘案して将来の返還に必要と認められる額を計上しております。

16. 当行のその他の偶発損失引当金は、他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積り、必要と認められる額を計上しております。

17. 当行並びに連結される子会社及び子法人等のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。

18. 当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 24 号。以下「業種別監査委員会報告第 24 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

19. 当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第 25 号。以下「業種別監査委員会報告第 25 号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う資金関連スワップ取引をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。

なお、一部の資産については、金利スワップの特例処理を行っております。

20. 当行並びに連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税(以下「消費税等」という。)の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間連結会計期間の費用に計上しております。

21. 関係会社の株式(及び出資)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資)を除く) 967百万円

22. 有形固定資産の減価償却累計額 75,710百万円

23. 有形固定資産の圧縮記帳額 4,144百万円

24. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,616百万円、延滞債権額は24,367百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

25. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は1,983百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

26. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は32,996百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

27. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は60,964百万円あります。

なお、24. から27. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

28. 貸出債権証券化(以下「CLO」という。なお、CLOはCollateralized Loan Obligationの略)により、会計上売却処理をした貸出金元本の当中間連結会計期間末残高は14,118百万円あります。なお、当行はCLOの劣後受益権2,435百万円を継続保有し、貸出金中の「証書貸付」に計上しております。

29. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は31,518百万円あります。

30. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 147,163百万円

担保資産に対応する債務

預 金 2,467百万円

債券貸借取引受入担保金 42,679百万円

その他負債(運用受託金) 60百万円

上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券66,792百万円を差し入れております。また、その他資産のうち保証金は933百万円あります。

なお、手形の再割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替はありません。

31. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、当行の事業用の土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しております。

再評価を行った年月日

平成10年3月31日

同法律第3条第3項に定める再評価の方法 土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日
公布政令第119号)第2条第3号に定める固定資産税評
価額に基づいて、近隣の公示価格を参酌する等合理的
な調整を行って算出

32. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金 14,000
百万円が含まれております。

33. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募(金融商品取引法第2条第3項)による社債に対する保証
債務の額は9,777百万円であります。

なお、当該保証債務に係る支払承諾及び支払承諾見返については、「銀行法施行規則」(昭和57年大蔵
省令第10号)別紙様式が「銀行法施行規則等の一部を改正する内閣府令」(内閣府令第38号平成19年4
月17日)により改正されたことに伴い、相殺しております。

前中間連結会計期間において上記相殺を行った場合は、前中間連結会計期間末の支払承諾及び支払承諾
見返はそれぞれ13,923百万円減少します。

34. 1株当たりの純資産額 1,010円13銭

35. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「有価証券」のほ
か、「買入金銭債権」中の信託受益権が含まれております。36. についても同様であります。

満期保有目的の債券で時価のあるもの

該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
株式	97,568	214,364	116,795
債券	751,044	743,854	7,189
国債	356,434	350,633	5,800
地方債	160,161	159,370	791
社債	234,448	233,850	597
その他	414,111	402,678	11,433
合計	1,262,724	1,360,896	98,172

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 37,421百万円を差し引いた額 60,751百万円のうち少
数株主持分相当額 115百万円を控除した額が、「その他有価証券評価差額金」に含まれております。

36. 時価評価されていない有価証券のうち、主なものの内容と中間連結貸借対照表計上額は、次のとおりで
あります。

	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)
満期保有目的の債券	
その他有価証券 非上場株式	3,390
内国非上場債券	10,112

37. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。なお、満期保有目的の金銭の信託はありませ
ん。

	取得原価 (百万円)	中間連結貸借対照表 計上額(百万円)	評価差額 (百万円)
その他の金銭の信託	3,016	3,010	6

なお、上記の評価差額に繰延税金資産 2百万円を加えた額 4百万円が、「その他有価証券評価差額
金」に含まれております。

38. 使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券が、「有価証券」中の社債に1百万円含まれて
おります。

39. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、851,046 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が835,948 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内(社内)手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

40. 「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)及び「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)等における有価証券の範囲に関する規定が一部改正され(平成19年6月15日付及び同7月4日付)、金融商品取引法の施行日以後に終了する連結会計年度及び中間連結会計期間から適用されることになったことに伴い、当中間連結会計期間から改正会計基準及び実務指針を適用しております。

41. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国際統一基準) 12.39%

中間連結損益計算書 { 平成 19 年 4 月 1 日 から
平成 19 年 9 月 30 日まで }

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	51,836
資 金 運 用 収 益	37,445
(うち貸出金利息)	(25,308)
(うち有価証券利息配当金)	(11,516)
役 務 取 引 等 収 益	7,214
そ の 他 業 務 収 益	4,777
そ の 他 経 常 収 益	2,399
経 常 費 用	42,369
資 金 調 達 費 用	7,405
(うち預金利息)	(5,408)
役 務 取 引 等 費 用	1,913
そ の 他 業 務 費 用	5,824
営 業 経 費	24,380
そ の 他 経 常 費 用	2,845
経 常 利 益	9,466
特 別 利 益	1,641
特 別 損 失	2,050
税金等調整前中間純利益	9,057
法人税、住民税及び事業税	4,241
法人税等調整額	924
少数株主利益	264
中 間 純 利 益	3,626

注1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり中間純利益金額 13円71銭
3. 「その他経常費用」には、貸出金償却717百万円及び株式等償却216百万円を含んでおります。
4. 「特別利益」は、償却債権取立益787百万円、貸倒引当金等戻入益854百万円であります。
5. 「特別損失」は、固定資産処分損58百万円、減損損失1,991百万円であります。
6. 当中間連結会計期間において、当行は以下の資産について減損損失を計上しております。

なお、連結される子会社及び子法人等の資産のグルーピングについては、全社をひとつの単位として減損の兆候を判定しておりますが、減損損失の計上はありません。

減損損失を認識した資産又は資産グループ及び種類毎の減損損失額

地域	主な用途	種類	減損損失額
滋賀県内	営業用資産(1カ所)	動産	7百万円
滋賀県外	営業用資産(2カ所)	土地・建物・動産	1,984百万円

上記の資産は、継続的な地価の下落及び営業キャッシュ・フローの低下により、資産グループの帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

資産グループの概要及びグルーピングの方法

資産の区分	資産グループの概要	グルーピングの方法
遊休資産	店舗・社宅跡地等	各々が独立した資産としてグルーピング
営業用資産	営業の用に供する資産	原則、営業店単位 ただし、母店との相互補完関係が強い出張所は 母店と一緒にグルーピング
共用資産	銀行全体に関連する資産 (本部、事務センター、寮社宅等)	銀行全体を一体としてグルーピング

回収可能価額

当中間連結会計期間の減損損失の測定に使用した回収可能価額は正味売却価額又は使用価値のいずれか高い方の金額であり、正味売却価額は不動産鑑定評価額等より処分費用見込額を控除して、使用価値は将来キャッシュ・フローを5%で割り引いて、それぞれ算定しております。